

社会福祉法人穂積福祉会役員の報酬及び

役員・評議員の費用弁償に関する規程

社会福祉法人 穂積福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人穂積福祉会（以下「この法人」という。）定款第22条に定める役員の報酬に関し必要な事項を定めるとともに役員・評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬を支給できる役員)

第2条 定款第16条に定める役員うち、法人の業務を行う理事長及び業務執行理事（常務理事）に報酬を支給できるものとし、この法人の他の理事及び監事は無報酬とする。

(報酬額の範囲)

第3条 支給額は、一時間当たり1,100円、月額の高限度額を92,400円とし、月84時間の就業を要する。

(報酬の支給日)

第4条 理事報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日及び土・日曜日の場合は前日）に支払う。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員が、その職務の執行にあたって負担した費用（交通費、旅費、参加費、宿泊費など）について、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払を要するものについては、前もって支払うことができる。

(支給の形態)

第6条 報酬及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払う。

2 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決によって行なう。

附則

この規程は、2018年（平成30年）9月12日から施行する。

この規程は、2021年（令和3年）6月10日から施行する。